

## 琉球民族独立総合研究学会機関誌編集規程

(目的)

第1条 本規程は、琉球民族独立総合研究学会機関誌『琉球独立学研究』(以下「本誌」という。)の編集に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 本誌は、琉球の独立に資する論文、研究ノート、調査報告、書評、翻訳などを掲載する。

(投稿資格)

第3条 本誌に投稿できる者は、次の通りとする。

- (1) 琉球民族独立総合研究学会の会員である者。
- (2) 本誌編集委員会において適当と認められた者。

(編集委員会)

第4条 本誌の編集にあたっては、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、本規程および別途定める編集規程施行細則と投稿規程に基づき、本誌の編集に務めなければならない。

3 編集委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 編集委員長 1名
- (2) 編集副委員長 1名
- (3) 編集委員 若干名

4 編集委員は、琉球民族独立総合研究学会共同代表(理事)が会員の中から選出し、委嘱する。

5 編集委員は、琉球民族独立総合研究学会共同代表(機関誌編集担当理事)1名を含む、法・政治、経済、教育、文化、歴史、社会、環境・開発等の各領域に則して選出し、計8名を上限とする。

6 編集委員長および編集副委員長は編集委員の互選によって決定する。

7 編集委員会構成員の任期は2年とする。

8 編集委員長は、編集委員会を主宰し、本規程および編集規程施行細則と投稿規程に基づき、本誌編集を統括する。

9 編集副委員長は、編集委員長を補佐し、委員長不在の時、これに代わる。

(原稿締切日の通知)

第5条 編集委員会は本誌の発行にあたって、2カ月以上前までに原稿締切日を通知しなければならない。

(査読)

第6条 投稿された研究成果に関し、編集委員会はその掲載の可否を決定する。

2 編集委員会は、投稿された研究成果ごとに2名の査読者を選任する。

3 査読者は、原則として琉球民族独立総合研究学会の会員とする。

4 査読者の氏名は公表しない。

5 編集委員会は、査読者の意見にしたがって、掲載可否の決定を行う。

6 編集委員会は、査読者の意見および別途定める編集規程施行細則と投稿規程にしたがって、執筆者に訂正や書き換えなどを求めることができる。

(発行)

第7条 本誌は、原則として第2条に定める研究成果2篇以上によって発行する。

2 掲載が決定した研究成果が多数の場合は、分冊することができる。

(改正)

第8条 本規程の改廃等は、琉球民族独立総合研究学会総会における承認によって行う。

付 則

1 本規程は、2013年10月26日から施行する。